

ぜひ!!
ご覧ください!

二本松税務署からのお知らせ



1. 申告書作成会場が変わります

申告書作成会場が二本松市市民交流センターから

二本松福祉センター（税務署斜め向かい）に変更になります。

開設場所：二本松福祉センター3階 第3会議室（二本松市亀谷 1-5-1）

開設期間：令和4年2月1日（火）～3月15日（火）《土、日、祝日を除く》

（2月1日～2月15日までは公的年金等を受給されている方を主な対象として、申告相談をお受けしています）。

開設時間：午前9時00分～午後4時00分（作成終了時間）

- ※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」は申告書作成会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。
- ※ 事前発行の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。
- ※ 「入場整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

2. パソコン・スマホで確定申告書を作成してみましょう!

令和3年分確定申告等作成コーナーから、スマホ申告の対象範囲が拡大しています。
新型コロナウイルス感染症防止対策にも、e-Tax!

3. 医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

領収書の添付や提出では控除できませんので、ご注意ください。
申告書作成会場で医療費控除の確定申告書を作成する方は、あらかじめ、
ご自宅等で「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場願います。

裏面をご覧ください!

令和3年分申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和4年

3月15日（火）まで

消費税および地方消費税（個人事業者）

令和4年

3月31日（木）まで

〒964-0911 二本松市亀谷1丁目29

二本松税務署 TEL0243-22-1192 音声案内後

- 「0」番を選択：確定申告に関するご相談
- 「1」番を選択：国税に関する一般的なご相談
- 「2」番を選択：税務署の担当にご用のある方

年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㊦	円 ㊦	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

医療費の合計	A	(㊦+㊧)	円	B	(㊨+㊩)	円
--------	---	-------	---	---	-------	---

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
$\square \times 0.05$	(赤字のときは0円)	
$\square$ と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - D)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。